

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第八十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条並びに同法第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許並びに家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十一年三月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- ◇告示 家畜人工授精師の免許等
小売販売業者甲の事業区域等
建設業者の変更登録
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
- ◇公告 昭和三十年度改良普及員資格試験の合格者

家畜人工授精師免許の部

免許番号 家畜人工授精師として業務を行ふ家畜の種類

住

所

氏名

三六〇	牛、馬、めん羊、山羊、豚	鳥取市吉方鳥取大学農学部	久宗 永
三六一	牛	岩美郡福部村大字細川二六八	山根 憲太郎
三六二	〃	大成村拾石二〇九	宇田川 嘉亮
三六三	めん羊、山羊	鳥取市吉成四七〇ノ一	安木 宏有

三六四	伏野一、一二八	森井重昭
三六五	岩美郡福部村大字高江一四〇	西尾頼男
三六六	八頭郡河原町大字三谷一三一	田中壽信
三六七	船岡町船岡一九八	井上英雄
三六八	中私都村大字市場三六八	山本新松
三六九	東伯郡東伯町大字下大江三三八	斉尾利昭
三七〇	鳥取市古海五四	岸本務
三七一	倉吉市国分寺	小谷時三
三七二	西伯郡逢坂村下市二八三	白石慶輔
三七三	大山村大字赤松一、三七八の二	近藤友吉
三七四	名和町大字豊成	野口定良
三七五	逢坂村大字住吉一二〇	高見豊藏
三七六	西伯町大字落合三二六ノ二	安部貞紀
三七七	米子市車尾六九二	細田幸暎
三七八	西伯郡会見町荻名二九七	仲田豊藏
三七九	西伯町大字福成三、二九一	亀尾太洋
三八〇	米子市河崎七七六	磯岩幹
三八一	日野郡江府町大字柿原四一九	白川博章

許可番号	家畜人工授精所の名称	住	氏名
三八一	家畜人工授精所開設許可の部		
三八二	牛、馬、めん羊、山羊、豚	根雨町大字根雨三七七の一	松尾真
三八三	鳥取市東吉成市管住宅は63		津村巖
一一一	おぐら蔓牛人工授精所	鳥取市吉岡温泉町六三〇	おぐら蔓牛造成組合
一一二	松保和牛	布勢二七九	松保農業協同組合
一一三	中私都村家畜	八頭郡中私都村大字市場三六八	山本新松
一一四	鴨川家畜	東伯郡関金町大字今西六二二	小林鉄治
一一五	田中家畜	赤碕町大字西宮八〇	田中壽信
一一六	斉尾家畜	東伯町大字下大江三三八	斉尾晃
一一七	衣笠家畜	倉吉市鴨河内二、六二五	衣笠由美
一一八	湯上家畜	日野郡黒坂町大字上管七一	湯上操
一二九	藤森授精所	高宮村大字阿毘祿一、五〇七	藤森寿明

鳥取県告示第八十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第二十条第二項および同条第三項並びに第二十一条第二項第四号の規定に基き、昭和三十一年四月一日から実施する小売販売業者甲の事業区域並びに最低登録保有数を次のよう

に定める。

昭和三十一年三月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

最低登録保有数

市町村名	事業区域名	事業区域の範囲	最低登録保有数
鳥取市	鳥取市第一	旧鳥取市(賀露町を除き大杖の一部および宇倍野村奥谷の一部を含む)の区域	四〇〇人
"	"	旧面影村(大杖の一部を除く)の区域	四〇〇
"	"	旧米里村の区域	一〇〇
"	"	旧倉田村"	四〇〇
"	"	旧神戸村"	四〇〇
"	"	旧大和村"	二〇〇
"	"	旧美穂村"	四〇〇
"	"	旧大正村"	四〇〇
"	"	旧東郷村"	二〇〇
"	"	旧明治村"	四〇〇
"	"	旧豊実村"	二〇〇
"	"	旧松保村"	二〇〇
"	"	旧千代水村"	三〇〇

市町村名	事業区域名	事業区域の範囲	最低登録保有数
倉吉市	倉吉市	倉吉市"	四〇〇
米子市	米子市第一	旧米子市および米子市の石井、奥谷、美吉、宗像、日原、橋本、奈喜良、吉谷、古市、新山、蚊屋、今在家、熊党、浦津、吉岡、二本木(一部を除く)彦名町の区域	三〇〇
"	"	米子市、諏訪、福市、八幡の区域	三〇〇
"	"	米子市下安曇、上安曇、別所、榎原、青木、兼久、大袋の区域	二〇〇
"	"	米子市大崎、葭津の区域	三〇〇
"	"	大篠津町"	三〇〇
"	"	和田町"	三〇〇
"	"	富益町"	三〇〇
"	"	夜見町"	三〇〇
宇倍野村	宇倍野村	宇倍野村(奥谷の一部を除く)の区域	三〇〇
大成村	大成村第一	旧成器村の区域	一三〇
"	第二	旧大芽村"	九〇
"	"	旧鳥取市賀露町"	四〇〇
"	"	旧湖山村"	四〇〇
"	"	旧吉岡村"	四〇〇
"	"	旧大郷村"	二〇〇
"	"	旧末恒村"	四〇〇

河原町	河原町第一	旧国英村	一三〇〇
"	"	旧河原町	三〇〇
"	"	旧八上村	一五〇〇
"	"	旧西郷村	三〇〇
"	"	旧散岐村	三〇〇
安部村	安部村	安部村	一五〇〇
八東村	八東村	八東村	二〇〇〇
丹比村	丹比村	丹比村	三〇〇〇
若桜町	若桜町第一	旧若桜町	三〇〇〇
"	"	旧池田村	三〇〇〇
上私都村	上私都村	上私都村	三〇〇〇
中私都村	中私都村	中私都村	一五〇〇
用瀬町	用瀬町	用瀬町	三〇〇〇
佐治村	佐治村	佐治村	三〇〇〇
智頭町	智頭町第一	智頭、南方、市瀬、本析、中島、久志谷、三田、山根、岩神の区域	三〇〇〇
"	"	篠坂、毛谷、御原、西野、大官、芦津、八河谷の区域	三〇〇〇
"	"	慶所、三吉、埴師、木原、横田、穂見の区域	一三〇〇
"	"	宇塚、奥本、大背、野原、眞麻野、大屋、早瀬の区域	三〇〇〇

津ノ井村	津ノ井村	津ノ井村	三〇〇〇
福部村	福部村	福部村	三〇〇〇
岩美町	岩美町第一	旧大岩村	三〇〇〇
"	"	旧本庄村	一三〇〇
"	"	旧小田村	一五〇〇
"	"	旧網代村	三〇〇〇
"	"	旧浦富町	三〇〇〇
"	"	旧田後村	三〇〇〇
"	"	旧東村	三〇〇〇
"	"	旧岩井町	三〇〇〇
"	"	旧蒲生村	二五〇〇
郡家町	郡家町第一	旧郡家町	三〇〇〇
"	"	旧国中村	二五〇〇
"	"	旧大御門村	一五〇〇
"	"	旧下私都村	九〇〇
船岡町	船岡町第一	旧船岡町	三〇〇〇
"	"	旧大伊村	二〇〇〇
"	"	旧隼村	二〇〇〇

西伯町	西伯町第一	旧天津村	九〇
"	"	旧大田村	三〇〇
"	"	旧法勝寺村	三〇〇
"	"	旧上長田村	六〇
"	"	旧東長田村	三〇
会見町	会見町第一	旧賀野村	六〇
"	"	旧手間村	一五〇
岸本町	岸本町第一	旧幡郷村	一三〇
"	"	旧大幡村	三〇〇
"	"	旧八郷村	九〇
栗村	"	栗村	二五〇
春日村	春日村	春日村	二五〇
大高村	大高村	大高村	三〇〇
日吉津村	日吉津村	日吉津村(米子市二本木の一部分を含む)の区域	三〇〇
淀江町	淀江町	淀江町の区域	二五〇
大山町	大山町	大山町(逢坂村松河原の一部分および名和町神田の一部分を含む)の区域	二六〇
名和町	名和町	名和町(神田の一部分を除く)の区域	二五〇

逢坂村	逢坂村	逢坂村(松河原の一部分を除く)の区域	三〇〇
溝口町	溝口町第一	旧溝口町の区域	三〇〇
"	"	旧二部村	一五〇
"	"	旧日光村	三〇
江府町	江府町第一	旧神奈川村	一五〇
"	"	江府町(旧神奈川村を除く)の区域	三〇〇
根雨町	根雨町	根雨町の区域	三〇〇
石見村	石見村	石見村	三〇〇
福栄村	福栄村	福栄村	六〇
多里村	多里村	多里村	三〇〇
伯南町	伯南町第一	旧日野上村	三〇〇
"	"	旧山上村	一五〇
高宮村	高宮村第一	旧大宮村	一五〇
"	"	旧阿毘縁村	八〇
黒坂町	黒坂町	黒坂町	三〇〇

鳥取県告示第八十七号
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年

